



あに

No.25号

昭和38年 8月25日

(毎月発行)

住みよい
明るい町を
築きましょう

編集と発行 秋田県阿仁町役場総務課
印刷所 秋田県阿仁町阿仁合印刷所

農業委員

無投票でまよる

七月十五日執行の阿仁町農業委員会委員一般選挙は七月十一日立候補締切の結果、選挙すべき委員の定数(各選挙区八名)を超えなかつたので無投票となり、七月十六日午前九時よりの選挙会で第一選挙区(阿仁合)第二選挙区(大阿仁)共無投票で委員十六名の決定を見た。

- 第一選挙区(阿仁合地区)
- 湊 兵治(荒瀬)
 - 庄司 助松(水無)
 - 梅井 重蔵(吉田)
 - 山田 賢三(畑町)
 - 菊地 清治(小淵)
 - 宮野 由蔵(上小様)
 - 佐藤竹次郎(湯口内)
 - 中嶋 賢治(露熊)
- 第二選挙区(大阿仁地区)
- 鈴木寛一郎(打当)

農業委員会

会長 伊藤照夫氏
職務代理 田中常雄氏

- 湊 利雄(比立内)
- 鈴木松之助(戸島内)
 - 菊地 昭吉(長畑)
 - 松橋寛一郎(幸屋渡)
 - 中島 重一(笑内)
 - 田口 健一(根子)
 - 村田 佐吉(根子)
- 議会議任(学識経験)
- 伊藤 照夫(議員)
 - 田中 常雄(議員)
 - 吉田 清一(議員)
 - 伊東 直治(伏影)
- (農業団体)
- 柴田 吉治(農協)
 - 西根 西彦(農協)

全県一の栗主産地 形成計画まとまる

町では農業構造改善の一環として栗の主産地形成計画を樹立、二百町歩を目標に奨励して来ましたが、各部落を巡回、栽培説明会を開催し、栽培希望面積を取纏めの結果、目標を大きく上まわり三百町歩になりました。



(写真は会長に選任された伊藤照夫氏)

改選後の農業委員会は七月二十四日役場会議室で開かれ農業委員会々長には伊藤照夫氏同職務代理に田中常雄氏農業者会議員に田中常雄氏をそれぞれ満場一致に選出した。

これは全県一の栽培計画で、西明寺栗の本場、西木村の計画を遙かに凌いでおります。取敢えず本年度は十一町歩植栽、来年度から六〇町歩づつ栽培、四三年迄に完了する予定です。

(これと同時に苗木の生産、供給計画も樹て実施いたしますが栗栽培についての御希望、御質問等ありましたら経済課にお問い合わせ下さい)

明るい社会を

保護司会で!!

「社会を明るくする運動」が全国的に展開されていきます。これは町や村を犯罪から守り、明るい環境づくりをめざすもので具体的に犯罪者として社会から「除け者」にされた人に温かい手をさしのべ、更生をたすけつゝ、明るい地域社会を建設するという行為で国民のなかに連鎖的におし進めてゆこうとするものであり本町に於いては次の各諸氏がその任に当たっている。

保護司会阿仁部会
会長 斎藤吉治
栗谷祖健
宮原忠美
越前谷武左エ門
湊 貞男
柴田宮治

各種試験案内

皇宮護衛官の採用試験

受験資格 昭和十五年四月二日から昭和二十一年四月一日までに生まれた日本国籍を有する男子(学歴に制限なし)

試験内容 第一次試験(教養試験、記憶検査、作文試験、身体検査)
第二次試験(口述試験、身体、体力検査) 身上調査

試験日、場所 十月二十日 申込期限 九月三十日

刑務官採用試験

受験資格 昭和九年四月二日から昭和二十一年四月一日までに生れた男子(学歴に制限なし)

試験内容 第一次試験(教養試験、記憶検査、作文試験、身体検査) 第二次試験(口述試験、身体、体力検査) 身上調査
試験日 十月二十七日
申込期限 十月四日

応募者は仙台市外記丁通二七、人事院仙台地方事務所へ返信用同封の上受験願書等を申込んで下さい。

県民手帳予約募集しています

昭和三十九年度秋田県民手帳の予約受付中です。
▽堅牢でスマートなビニール、シート装てい
▽名刺入、定期券入付
▽携帯便利なポケット型
▽豊富な最新の統計資料

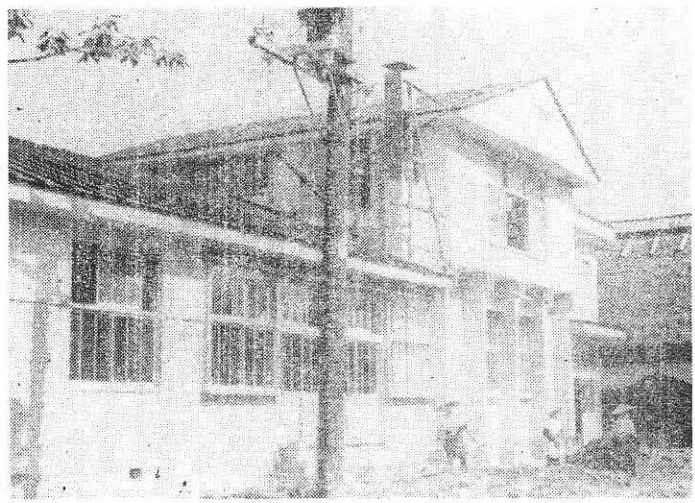
▽充実した名簿篇、生活便覧篇

◎ 申込先 役場総務課

◎ 価格 一〇〇円 (一冊)

◎ 頒布 十月月上旬

◎ 申込期限 九月十日



待望久しかった文化センター

スマートな姿でお見みえ
落成式は去る十五日同分館に関係者約百名が参集し、盛會裡に実施されたが、この分館は木造二階建延坪八〇、五坪一部モルタル仕上で小講堂、和室、調理室、図書室、講話室等が備えられており、教育文化の拠点として又その機能を充分に發揮出来るセンターとしてもこの完成が待たれてきたものである。
尙分館では経済、産業、文化、行政などに対する理解を深めるとともに地域産業の開發に協力し豊かな町づくりを期し、三つを柱にした目標を立て、いるが、具体的には巡回相談移動市民室農講講座、婦人学級、全町青年研修座談会、生活改善等で地域社会の發展を計るもので、同地域の今後の活動に大きな期待が寄せられている。

農業氣象観測所

兩地区に設置

今般県より当町に地区、局地農業氣象観測所を設置する事になった旨通知があったが、これは気温、湿度、風向、風速、雨量、日照、水温の測定を行いこの結果を農業氣象予報として各農家に提供されるもので設置後は各種農事にかなりの好結果が期待される。
尙地区は旧阿仁合、局地は旧大阿仁に設置されるが時期は九月中と予想されているが場所は未確定である。

集団検診の

申込は至急

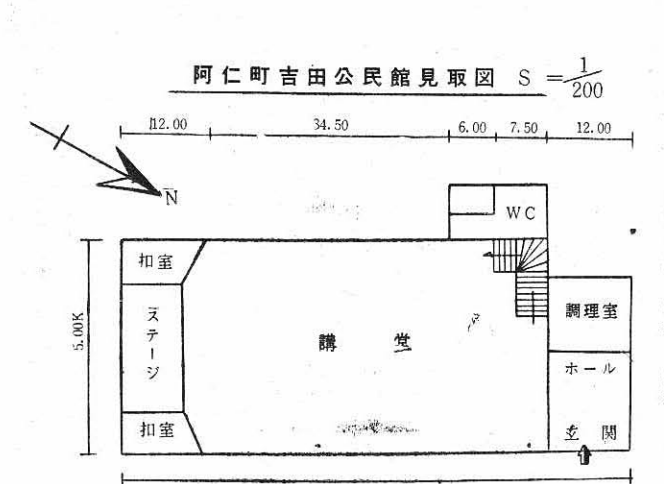
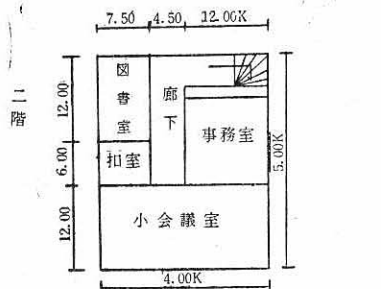
今年も成人病予防のための集団検診の受診希望者を募集して居ります。
成人病の早期発見のため昨年度より始められた成人病の集団検診は皆様の関心が高まってくるにつれて予算化の方向に進み検診費の町費による半額補助の他、高血圧の測定を無料で行うな

ど検診内容の改善と軽減に力を注いできており、予防教会を委託するレントゲン撮影、潜血反応検査の費用は四〇〇円ですが、そのうち二〇〇円を町で負担するので個人負担額は、二〇〇円になります。(高血圧の測定は当日受診者に限り無料)
検診日は九月八日、十日ですが期間が三日と限られた日数なので申込者多数の場合は先着順(三百名)に

福祉年金額が

引き上げられます

国民年金法の改正により9月より福祉年金額が次の様に引き上げられます。
尙保険料は毎月納付する様に心がけて下さい。未納しておりますと国庫が負担する5割があなたの分として積立てられず大きく損をする事になり事故が発生しても年金を受給出来ない場合もありますので毎月納付する様にとめましょう。
又病気の他の事情でどうしても納付出来ない人は手帳と印鑑をもって役場か、支所へ申出て下さい。



六月定例町議会

七月臨時町議会

議決内容

六月定例町議会は六月二十一日、七月臨時町議会は七月十七日開かれ、工事関係、財産処分、予算更正等を議決した、議決内容は次の通りである。

「六月二十一日 定例会」

- 議案第五九号秋田県町村職員退職手当組合規約一部変更について
- (町村職員の退職手当組合に新加入した組合があり作らう規約の変更決議)
- 議案第六〇号阿仁町農業共済条例一部改正する条例の件
- (農業共済の家畜共済に係る廃用の範囲拡大や共済掛金の基準改正等)
- 議案第六一号二ノ沢林道開設工事契約方法につき同意を求むる件
- (二ノ沢林道開設工事三〇〇米を指名競争入札により工事契約する議決)
- 議案第六二号二ノ沢林道開設工事契約方法につき同意を求むる件
- (吉田十二ノ沢林道開設工事八〇〇米を指名競争入札により工事契約する議決)
- 議案第六三号大阿仁財産区有土地処分の件
- (打当地内の財産区有土地処分三十一町歩、七八万六千円の議決)

「七月十七日 臨時会」

- 議案第六四号阿仁合財産区有土地処分の件
- (小淵地区の財産区有土地処分二十七町歩の処分議決)
- 議案第六五号阿仁合財産区有土地処分の件
- (常瀬山内地区有土地処分、処分地内に再調査を要する地域があり議案撤回、調査の上七月十七日別途議案第七四号で提出)
- 議案第六六号阿仁合財産区有立木処分の件
- (常瀬字佐田四十番地内の杉立木三、九〇〇本約二、四〇〇石の処分議決)
- 議案第六七号昭和三十八年度大阿仁財産区才入出予算追加更正の件
- (大阿仁財産区予算更正、財産処分に伴ない七万一千円増の更正予算議決)
- 議案第六八号昭和三十八年度阿仁合財産区才入出予算追加更正の件
- (阿仁合財産区才入出予算追加更正の件)
- 議案第六九号昭和三十八年度阿仁合財産区才入出予算追加更正の件
- (一般会計才入出予算、才入給食補助金一七万円財産区繰入金一三〇万円、才出給食関係二五万増、駅前舗装工事寄附金九五万円常瀬側溝改良寄附金三五万外の予算更正)
- 議案第七〇号二ノ沢林道開設工事契約締結について
- (二ノ沢林道開設工事入札結果により請負契約を二四〇万円で阿仁町上杉組と締結する議決)
- 議案第七一號二ノ沢林道開設工事入札結果により請負契約を二四〇万円で阿仁町上杉組と締結する議決
- 議案第七二号阿仁合財産区有立木処分の件
- (小様地内の杉立木を上下様下小様部落民に無償交付する議決)
- 議案第七三号阿仁合財産区有立木処分の件
- (水無湯口内地内の立木処分約杉一、四三〇石松七〇石の処分議決)
- 議案第七四号阿仁合財産区有土地処分の件
- (常瀬山内地区の財産区有土地処分一八町七反の処分

愛の鐘を響かせよう

青少年の健全育成と明るい環境を作る「愛の鐘」建設運動が、阿仁町青少年問題協議会、社会福祉協議会、民生児童委員、連合婦人会、連合青年会外各種団体を中心に、進められています。「愛の鐘」はオルゴールを超大型にした美しい音楽と時報を響かせる鐘の音で(鷹ノ巣町でも実施)非常放送や広報にも利用されます。建設費六〇万はこの運動の趣旨から全町民の寄附により捻出し、始期は九月十五日としよりの日を目標として居り、募金運動は八月十五日より九月十五日迄実施されます。

大会開かる

県では「県民の意向を反映した県政」をモットーとして、県政に対する県内各地域の声を代弁する「県政モニター」を昭和三十八年度四九五名決定したが、去る七月二十三日県正庁において小知事外各部課長出席の上で約四〇〇名のモニターが出席、秋田県モニター大会が開かれ、席上小知事は一時間半に亘り総合開発を中心とした講話を行ない又モニター体験発表、質疑応答等活発な意見交換が行なわれた。

当町の三十八年度県政モニターは次の通り委嘱された

伊藤照夫(町議)

湊 常男(学校長)

高橋金藏(団体役員)

伊藤忠雄(役場職員)

町民の声

阿仁町を南北に通っている二級国道は国道と云うにはお引未すぎる県内でも有数の悪路と思われ、町内道路の今年中舗装計画や改修状況と今

阿仁町を南北に通っている二級国道は国道と云うにはお引未すぎる県内でも有数の悪路と思われ、町内道路の今年中舗装計画や改修状況と今

善意を登録しよう

◆ 善意銀行が開店 ◆

阿仁町社会福祉協議会（会長宮越富士之助氏）では6月から役場窓口で善意銀行を開店、全町民に善意の預託を呼びかけている。これは阿仁町社会福祉協議会のために何かしたい、恵まれない人々を助けてあげたいと云う心に埋もれている善意を日蔭に咲く善意でなく、堂々

☆ ☆ ☆

こん後のイモチ対策

共同防除を重点に

今年の長期天気予報によりイモチ病の多発が心配されていたが、春以来の異状天候、7月以降の気温の上昇と長雨という悪条件がかさなり各地で葉イモチ病が急激にまんえんした、当町においても一五〇町歩の発生を見、内多発田一町六反歩ズリコミ田一町歩という激発をみるに至りました、このままの状態では稲の生命をたつ首イモチ病への移行が必然的で、かなりの減収もまぬかれないので町としては八月三日を期してイモチ病緊急対策協議会を設置しこれが対策に努めて居ります、農家の方々に於いて

も次の事項に留意下されこれが防除の徹底に努めて下さい。

一、防除時期

首イモチの防除時期は出穂直前と穂揃期とするが特に出穂直前はイモチ菌の浸入が最もはげしい時期であるので部落ぐるみの共同防除をせむ実施する事が望まれます。また枝梗イモチは出穂後四〜五日頃の発生が最も多いので首イモチの防除と併せて出穂後の撒布もおこなつてはならない。

二、薬剤

使用薬剤は水銀剤かブラスM剤とするが首イモチの衛生防除には予防効果の高

我が部落の自慢

徴税PRの巻

① 根子納税組合

会計 佐藤竹蔵

納税組合とは如何なるものであるか最初よく分りませんでしたが吾が部落の納税組合が発足したのはハッキリ分りませんが昭和三十一年頃かと思えます其の当時の納税組合は

納税組合の趣旨を判つている二三の方が同志の募りの形に要するに政治家のする仕事の様に思われました、其後私は役場内納税係によく伺いました結果これは確によいものと思ひましたので早速当組合員の方々へ加入を申込み無理にお願いして漸く昭和三十四年六月組合員になった訳です組合員になつて二ヶ月目から集金係（会計）を仰せ付けられ今

向其の職務を担当して居ります加入後足掛け五年になりましたが納税組合はともよいものと思つて自分の職に頭張つて居る次第です良き事はお互いに褒め合うべきものと考へます、何がよいかと言つた処で加入して見なければ判りませんが町民の皆さん未だ納税組合に加入して居らない方は一日も早く加入して下さい様お奨め致します他人の為では御座いませぬ自己の為です各自がよくなれば従つて町もよくなります吾が阿仁町発

展の為に全町民一人残らず納税組合員になつて貰いたいものと念願するものであります（原文）
註 組合長 佐藤平安
組合員 四十一名
徴税率 一〇〇%

い水銀剤とし発生を見たら殺菌力の強いブラスM剤で五日おきぐらゐに数回撒布してやる。
三、重点防除
品種は農林四一号、オオトリ、藤坂五号が比較的イモチに弱いので葉イモチの多発田、葉葉の軟弱なもの等中心に重点防除する。
四、ズリコミ田

ズリコミ田は首イモチ病の有力な発生源となるのでなるべく刈り取る事が望ましい、刈り取つた稲は焼き土にうめ刈り取りの跡地はかならず耕やす事。
尚幼穂が伸びている大事な時期ですから水管理には特に注意し落水しないよう充分注意して下さい。

「母親の留守中幼児が……」
「一立話中の母親のそばで坊やダンブに……」
「池に幼児落ちる……」
「火薬あそびで大やけど」
等毎日の新聞にのつてない日はありません。
夕飯後のだんらん時にでもよくお子さんに注意する等して事故を未然に防止するようにして下さい。

こんな事で子どもの未来を失つてはならない

「病氣」や事故があなたの

うばい去つてしまいます。

（阿仁警部派出所）

お子さんをねらっています
「まさか、うちの子が……」
「……」という一寸の心のスキが大切なお子さんの未来を

皆んなでなくそう

事故と云う名の不幸

放し飼いは野犬とみられます

最近犬の数が激増し人は勿論のこと（特に小供に及ぼす影響が大で通学等に非常な害になつて居る）家畜、農作物に多大の害を与えている現状であります。

特に放飼いのもの大半は無登録に加え予防接種もされておらず狂犬病予防上大変危険な状態にあります。これらの犬は野犬とみなされ狂犬病予防法の規定により補導されることになりますので放飼いについては厳禁するようお願い申し上げます。

町民税第二期の納期限は8月11日です

（保険税、第二期、固定資産税第一期の納期限は過ぎ）